

表5 特定開発行為許可の要否の判断

都市計画法第4条第12項の開発行為に該当するものについて、下図のとおり「敷地が土砂災害特別警戒区域に入るか否か」により特定開発行為許可が必要か否かが判断される。ただし、法第10条第1項ただし書きの適用除外行為に該当する場合は許可不要。

特定開発行為許可が必要（※）	特定開発行為の許可が不要

※ 当該建築物の敷地のうち旗竿地の路地状部分にのみ特別警戒区域が含まれており、当該路地状部分に建築物を建築することが物理的に不可能である場合は許可不要。

なお、都市計画法第29条の開発許可が必要ない場合について、上図に加えて、下図のとおり「建築が予定されている建築物が土砂災害特別警戒区域に入るか否か」により特定開発行為許可が必要か否かが判断される。（建築が予定されている建築物の位置は、建築確認申請時に申請書に添付する配置図によって判断される。P9②ア、イ参照。）

特定開発行為許可が必要	特定開発行為の許可が不要

(令和5年8月改訂)